

# 被害者の自殺と因果関係

三 木 千 穂

## 1. はじめに

自殺とは、自分の行為により自分の命を終わらせることであり、このうち、本人の自由な意思決定に基づき意識的に行われた行為を狭義の自殺（以降、単に「自殺」とする）という<sup>(1)</sup>。

交通事故等不法行為の被害者が不法行為後に自殺をした場合、加害者はその死亡による損害まで賠償責任を負うのだろうか。

本稿では、この点について検討するものである。周知のとおり、不法行為における因果関係論については、判例の考え方に対する学説からの批判が強く、学説においてはすでに判例に代わる考え方を前提に議論をされているところではあるが、本稿では、被害者の自殺における判例の判断方法を探り、不法行為における因果関係論の序論的考察としたい。

## 2. 総論

### (1) 判例における因果関係の判断

不法行為における因果関係の判断について、従来、判例は債務不履行の規定である416条を類推適用する（大判大正15年5月22日民集5巻386頁）とともに、この規定が相当因果関係を示したものと解しているとされてきた。しかし最近では、因果関係の問題は i) 行為と権利・法益を侵害する結果との間に歴史的、客観的な意味での原因関係（「あれなければこれなし」の関係）が認められるか否かの問題、すなわち不法行為の成立要件としての因果関係あるいは事実的因果関係の存否の問

題と、ii) 当該結果に伴い被害者に生じた損失のどこまでをてん補すべき対象として取り上げるかの問題、すなわち損害賠償の範囲の問題とに分けられる<sup>(2)</sup> ということを前提に、前者の判断については「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確認を持ちうるものであることを必要とし、かつそれで足りる」（最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁〔東大ルンパールショック事件〕）ものとするとし<sup>(3)</sup>、後者の損害賠償の範囲については416条が類推適用されるとするのが大判大正15年5月22日以来の判例の立場である（最判昭和48年6月7日民集28巻3号447頁も改めてこれを確認している）とされる<sup>(4)</sup>。

i) の成立要件としての因果関係については、例えば自動車にはねられてケガをした、というような単純な事案であればそれほど問題とならないが、医療過誤事件や化学公害事件などでは中心的な問題となる。東大ルンパールショック事件は、そのような事案においては「特定の事実が特定の結果発生を招来した関係」が立証の最終目標となるとの論理的な命題を示し、その証明の程度は「高度の蓋然性である」としたものであるが、結果、因果関係の存在が肯定されるためには、a. 因果関係の出発点とされる特定の事実の存在、b. その終点とされる特定の結果の存在、c. 右事実が右結果の発生を招来する規則性ないし法則性の存在がそれぞれ証明されることが必要となり、当該

結果の発生を招来する可能性のあることが知られている複数の事実の存否が問題となる場合には、d. 当該結果の発生を招来し得るほかの事実の不存在も明らかにされる必要があることとなる<sup>(5)</sup>。また、i) の因果関係の問題には、「あれなければこれなし」という公式では説明できないものがある。不作為の因果関係や、原因の重畳的競合などがその代表的なものであるが、例えば不作為の因果関係においては作為義務を媒介としてこの公式を修正する（最判平成11年2月25日民集53巻2号235頁）。

次に、ii) の賠償範囲の因果関係について、判例が堅持する416条類推適用説は、1項が原則として「通常生ずべき損害」（通常損害）が損害賠償の範囲であること、これはすなわち相当因果関係論を定めており、2項は特別事情から生ずる損害（特別損害）については加害者が予見し又は予見し得た事情によって生じた損害であれば相当因果関係に含まれるとする旨定めているとする伝統的通説の立場を前提とする。i) の成立要件としての因果関係が認定されても、その結果から生じる損害がすぐに賠償範囲となるわけではなく、通常損害にあたるか、あるいは特別損害であれば加害者の予見可能性が肯定されることで相当因果関係のある損害、つまり賠償の対象となるわけである。では、通常損害と特別損害はどう区別するのかというと、判例上も明確な基準は示されていない<sup>(6)</sup>が、通常性の判断について、一般的には当該加害者と同様の地位にある者が「当該行為の当時の知見の水準に照らして、当該損害の発生を一般的に予見し得たと言えるか否かの問題と、ほぼ同視し得る」<sup>(7)</sup>、あるいは「当該不法行為によってそのような損害が発生したということが通常人にとって意外であると考えられるような例外的なものでない限り、通常性を肯定することができる」とすべきであるとするが、何が通常といえるかの個別具体的な判断は、当然、その時代、その社会の経済関係、生活様式等の変化に対応して流動的なものとして把握するほかない<sup>(8)</sup>との見解が示されている。前者より後者の方が客観的な基準といえる<sup>(9)</sup>。特別損害については、「その損害の

発生をYが加害行為に先立って認識（予見）したこと又は認識することが可能であったことが要件であるから、Xは、これに該当する具体的事実（ただし、認識の可能性は、合理的平均人を基準として、可能性あることを基礎づける事実）を主張立証すべきである」（Xは被害者、Yは加害者）<sup>(10)</sup>とされていることからしても、これとは異なる通常性の判断基準は、通常人の予見可能性だけでなく、より客観的なものであるべきであろう。

最高裁は、交通事故の被害者の近親者が看護等のため被害者の許に往復した場合の旅費について、その近親者において被害者の許に赴くことが被害者の傷害の程度、近親者が看護に当たることの必要性等の諸般の事情から見て、社会通念上相当であり、かつ、被害者が近親者に対し旅費を返還又は償還すべきものと認められるときには、往復に通常利用される交通機関の普通運賃については、外国からの往復であっても通常生ずべき損害に該当するとしている（最判昭和49年4月25日民集28巻3号447頁）が、この判例には大隅健一郎裁判官の意見が付されている。大隅裁判官はまず、前出最判昭和48年6月7日の反対意見において、「債務不履行の場合には、当事者は合理的な計算に基づいて締結された契約によりはじめから債権債務の関係において結合されているのであるから、債務者がその債務の履行を怠った場合に生ずる損害について予見可能性を問題とすることには、それなりに意味があるのみならず、もし債権者が債務不履行の場合に通常生ずべき損害について予見可能性を問題とすることには、それなりに意味があるのみならず、もし債権者が債務不履行の場合に通常生ずべき損害の賠償を受けるだけで満足できないならば、特別の事情を予見する債権者は債務不履行の発生に先立ってあらかじめこれを債務者に通知して、将来にそなえる途もあるわけである。これに反して、多くの場合全く無関係な者間で突発する不法行為にあっては、故意による場合はとにかく、過失による場合には、予見可能性ということはほとんど問題となりえない」として、416条を類推適用する場合には被害者が特別損害の賠償を求めることは至難とならざるを

得ず、「この不都合を回避しようとするれば、公平の見地からみて加害者において賠償するのが相当と認められる損害については、特別の事情によって生じた損害を生じた通常生ずべき損害と擬制し、あるいは予見または予見しうべきでなかったものを予見可能であったと擬制することとならざるをえないのである」と述べ、賠償範囲については「各個の事件ごとに、その事実関係の中から、不法行為制度の基本理念である公平の観念に照らして導かれるべきものである」との見解を示した。そして、その後の前出最判昭和49年4月25日の意見において、「本件旅費が本件交通事故によって通常生ずべき損害であるとする右の多数意見の説明は、いかにも苦しくいささかこじつけの感を免れないように思われる……そして、多数意見が上述のごとき苦しい説明を必要とされるそもそもの原因は、不法行為による損害賠償につき債務不履行に関する民法416条の規定を類推適用すべきものと解するところに存する」と述べ、この事案について、先の反対意見を「裏書する絶好の例証を提供するものといえるのではなからうか」とする。

## (2) 学説からの批判

判例が416条を類推適用することに対する学説からの批判は当初から強い。債務不履行に基づく損害賠償の規定の類推適用については、そもそも法典調査会においても否定されており<sup>(11)</sup>、判例もそう解していた（大判大正6年6月4日民録23輯1026頁、大判大正9年10月18日民録26輯1555頁）。にもかかわらずドイツ民法学の影響から416条は相当因果関係の原則を規定したもので、債務不履行・不法行為のいずれも規律するものであるとの学説<sup>(12)</sup>が有力になり、判例が変更されたのである。

このような判例の立場に対する批判には、まずその416条の系譜からのものがある。すなわち、416条はイギリスのハドレー事件判決（Hadley v. Baxendale）に由来するものであり<sup>(13)</sup>、ドイツ民法学の概念ないし論理によって説明されるものではない、というものである。ドイツ損害賠償法は完全賠償の原則をその基本構造とするが、企業の

発展・交通の発達等によって賠償範囲が広がりすぎ、具体的公平の面、紛争解決の手段としても適切であるのか疑問視されるに至って、導入されたのが「相当因果関係」概念である。しかし、あくまでも完全賠償の原則は責任原因と損害賠償の範囲を切断し、一度責任原因が充足されれば、そこから生ずるすべての損害が賠償されなければならないとするものである以上、賠償範囲を制限する「相当性」に行為者の予見可能性は全く関係ない<sup>(14)</sup>。一方で、英米法は完全賠償の原則と無縁な法構造をもち、ハドレー事件の示したルールは、どのような概念構成によって責任の範囲を制限すべきかという制限賠償の原則を前提とするものであるから、416条を相当因果関係の規定だと解することは筋が通らないとする。

次に、大隅裁判官が反対意見で述べたように、予見可能性概念は、債務不履行の損害賠償とは異なり、特定の社会関係に立たない不法行為者間の法律関係が処理する技術概念としては適切ではないとの批判がある<sup>(15)</sup>。さらに、同じく、大隅裁判官が述べた416条の賠償範囲画定機能の点からの批判であるが、通常損害の判断においては、具体的事案において問題となっている損害を賠償させるべきか否かの価値判断が先になされており、416条にいう「通常」損害に当たるかどうかという説明は結論を正当化するためのものにすぎないとされる<sup>(16)</sup>。

このような批判と合わせて、学説では、判例の考え方に代わるものとして因果関係の問題をイ) 事実的因果関係の問題、ロ) 保護範囲の問題、ハ) 損害の金銭的評価の問題の3つにわけ、イ) は事実認定の問題、ロ) は法律解釈とその適用の問題、ハ) は実務上の形成された一定の準則の枠内で行われる裁量的判断であるとするとの考え方が示された。この考え方では、判例が416条を類推適用している部分については保護範囲の問題であるとして、別の基準（義務射程説<sup>(17)</sup>、あるいは危険性関連説<sup>(18)</sup>）で賠償範囲を確定すべきであるとするのである。また、因果関係は「100か0」というのではなく、「原因力」に応じて責任を認めるべきであるという割合的因果関係論<sup>(19)</sup>ある

いは部分的因果関係論<sup>(20)</sup>とよばれる見解も登場する。

一方で、近時、判例に対する批判を踏まえつつ、相当因果関係説を再評価する見解も増えている。

### 3. 各論

#### (1) 交通事故の被害者の自殺<sup>(21)</sup>

交通事故の被害者が自殺し、遺族が交通事故の加害者に対し死亡による損害を含む損害賠償請求をしたという裁判例が登場するのは昭和48年ぐらいからであるが、当時は、自殺は通常発生する結果とは認められず、被害者が自殺するという特別事情についての予見可能性がないとして相当因果関係がないとしたもの<sup>(22)</sup>、予見可能性には触れず相当因果関係を否定したもの<sup>(23)</sup>、一方で、予見可能性の有無を問わず肯定したもの<sup>(24)</sup>、予見可能性を問題として相当因果関係を肯定したものが各々存在する<sup>(25)</sup>。最高裁は、昭和50年10月3日交民集8巻5号1221頁で、交通事故の約1年後に被害者が自殺した事案において、「本件事故と被害者の自殺との間に相当因果関係がない旨の原審判断は、右事実関係のもとにおいて正当と首肯することができる」とした。原審（札幌高判昭和50年2月13日交民集8巻5号1237頁）は、事故と自殺の条件関係自体は推認できるが、仮に被害者の性格変化が自殺に影響を及ぼしていてもそのような性格変化が受傷から通常生じるとは認められず、加害者側において自殺を予見し又は予見しうる状況にあったと認めることは困難とした原々審判決（札幌地判昭和48年8月25日交民集8巻5号1226頁）を引用している。

その後、下級審においては、事故が寄与した割合に応じて賠償責任を認める構成<sup>(26)</sup>、事故と自殺との相当因果関係を認めた上で、被害者の自殺に対する自由意思の関与の程度を斟酌して過失相殺する構成<sup>(27)</sup>などが登場する<sup>(28)</sup>。

最高裁が初めて相当因果関係を認めたのが、最判平成5年9月9日判時1477号42頁である。事案は、交通事故により受傷した被害者Aが事故から3年7ヶ月後に自殺したというものである。第一

審（東京地判平成4年2月27日判時1423号95頁）及び控訴審（東京高判平成4年12月21日交民集26巻5号1138頁）は、自己に落ち度のない事故による精神的ショック、賠償について納得いく補償交渉ができていなかったこと、自己の意思に反して就労を勧められていたこと（事故当時に勤務していた会社はその後退職していた）等の理由により、災害神経症の状態を経て、自殺する2年前ころにはうつ病状態となり、この状態が継続する中自殺に及んだと認め、さらに「一般に、自らに責任のない事故で傷害を受けた被害者は、自らにも責任のある事故で傷害を受けた者に比して、被害回復についての欲求が強く、受傷時の精神的ショックがいつまでも残りがちで、本人の性格的傾向やその他の生活上の要因と相俟って神経症状態に陥り、更にはうつ病状態に発展しやすいこと、また、うつ病患者の自殺率は、諸研究による約十五パーセントとされ、全人口の自殺率との比較では約三〇倍から約五八倍にも上るとも報告されている」等の鑑定嘱託の結果をも考え併せ、「整形外科的には治療したといえるAが、その後災害神経症の状態を経てうつ病状態に陥り、更には自殺を計って死亡したとしても、これらは、被告らのみならず、通常人においても予見することが可能な事態というべきであるから」、災害神経症の状態ないうつ病状態と本件事故との間、更には自殺による死亡と本件事故との間には、いずれも相当因果関係があるとした。そのうえで、「自殺を図って死亡した点はもとより、災害神経症の状態ないうつ病状態に陥った点についても、慢性化した自覚症状に対して執拗にこだわるといったAの性格的傾向等の心因的要因が寄与していることが認められる」として、722条2項の類推適用により損害額の8割を減額した。

上告審は、原審の判断は正当として上告を棄却したが、その理由として「本件事故によりAが被った傷害は、身体に重大な器質的障害を伴う後遺症を残すようなものではなかったというものの、本件事故の態様がAに大きな精神的衝撃を与え、しかもその衝撃が長い年月にわたって残るようなものであったこと、その後の補償交渉が円滑に進

行しなかったことなどが原因となって、Aが災害神経症状態に陥り、更にその状態から抜け出せないままうつ病になり、その改善をみないまま自殺に至ったこと、自らに責任のない事故で障害を受けた場合には災害神経症状態を経てうつ病に発展しやすく、うつ病に罹患した者の自殺率は全人口の自殺率と比較してはるかに高いなど原審の適法に確定した事実関係を総合すると、本件事故とAの自殺との間に相当因果関係があるとした上、自殺には同人の心因的要因も寄与しているとして相応の減額をして死亡による損害額を定めた原審の判断は、正当として是認することができ」とした。

この最高裁判決は、あくまで事例判断にすぎないが、相当因果関係説を前提に、うつ病状態であることを媒介として因果関係を判断し、過失相殺を類推適用して割合的解決を図るという結論をとった点において後の判例に与えた影響は大きい。

それだけではない。第一審・控訴審判決では、予見可能性を判断要素としているが、上告審判決ではこれに触れていない。この点をどのように読むかはわかれているが<sup>(29)</sup>、上告審が根拠とする事実関係としてこれを挙げていない以上、予見可能性を問うことなく相当因果関係を認めたと考えるのが自然ではないだろうか。たとえそれが否定されるとしても、第一審・控訴審判決では、行為後の事情も前提として行為後の自殺の予見可能性を検討している。最高裁がこれを維持したと理解した場合にも、伝統的な相当因果関係説からは説明ができない判断だといえるだろう。

## (2) 交通事故以外の不法行為の被害者の自殺

### ① 過労自殺

近年、多くみられる過重な労働に起因するとみられる労働者の自殺についても、使用者の注意義務違反と自殺との因果関係が問題となる。このようなケースで労働者の相続人が会社に対し死亡による損害を賠償請求する根拠としては、雇用契約に伴う使用者の安全配慮義務違反に基づくものと、民法715条（公務員の場合には国家賠償法1条1項）に基づくものが考えられるが、ここでは

民法715条（公務員の場合には国家賠償法1条1項）によるものを検討する。最高裁判決で争われた事案は大手広告代理店に勤務する労働者Bが長時間にわたり残業を行う状態を一年余り継続した後うつ病に罹患し自殺したというものであるが、原審（東高判平成9年9月26日判タ990号86頁）は「前記のとおりの一部の長時間労働、平成三年七月ころからの同人の異常な言動等に加え、うつ病患者が自殺を図ることが多いことも考慮すれば、Bが常軌を逸した長時間労働により心身に疲弊してうつ病に陥り、自殺を図ったことは、被告はもちろん通常人にも予見することが可能であったというべきであるから、Bの右長時間労働とうつ病との間、さらにうつ病とBの自殺による死亡との間には、いずれも相当因果関係があるというべきである」とした原々審（東地判平成8年3月28日判タ906号163頁）の判決を引用して因果関係を認めたとうえで、722条2項を類推適用して3割を減額した。これに対し、最高裁（最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁〔電通事件〕）は、原審は右Bが業務の負担により心身ともに疲労困ぱいした状態になりそれが誘引となってうつ病に罹患し、自殺したという経過に加えて、「うつ病の発症等に関する前記の知見<sup>(30)</sup>を考慮し、Bの業務の遂行とそのうつ病罹患による自殺との間には相当因果関係があるとした上、Bの上司である甲と乙には、Bが恒常的に著しく長時間にわたり業務に従事していること及びその健康状態が悪化していることを認識しながら、その負担を軽減させるための措置を採らなかったことにつき過失があるとして、一審被告の民法七一五条に基づく損害賠償責任を肯定したものであって、その判断は正当として是認することができる」が、過失相殺の類推適用については、労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない場合には、「裁判所は、業務の負担が過重であることを原因とする損害賠償請求において使用者の賠償すべき額を決定するに当たり、その性格及びこれに基づく業務の遂行の様態等を心因的要因としてしんしゃくすることはできない」、本件のBについては

上記範囲を外れるものではないとして原判決を破棄した。

因果関係の点については、使用者の安全配慮義務違反→うつ病り患→自殺という流れで因果経過を認定しているが、原審では(1)で紹介した平成5年最判の原審と同様、被告（使用者）と通常人の予見可能性を肯定して相当因果関係を認めているものの、最高裁はこの点について明示していない。判例の理解の仕方も同様に、「自殺との相当因果関係に関する本判決の特徴は、予見可能性を問うことなくこれを認めた点である」<sup>(31)</sup>とするものや原審を維持していると述べるにとどまるものの<sup>(32)</sup>などがあるが、判決が自殺に至る事実経過をかなり詳細に拾っていないながら、原審で根拠とした自殺の予見可能性について何ら触れていないことからすれば、前者のように理解するのが素直であると思われる<sup>(33)</sup>。

上記電通事件判決は、一般論として「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う」としており、過失の内容としての予見可能性は過重な労働により労働者が「心身の健康を損なうこと」がその対象であるとしている。心身の健康を損なうことの一態様がうつ病のり患でありうつ病の一症状が自殺であるとするれば、自殺による損害も「通常損害」として当事者の予見可能性を問わず賠償の範囲内であると考えられる。

その後の裁判例においても、同様の判断をしているものがある。例えば、東京高判平成21年7月28日判例990号50頁は過失の内容たる予見可能性の対象について「過重な業務への従事の点についての認識あるいは認識可能性があれば、労働者の心身の健康が損なわれること（その内容としてうつ病等の精神障害を発症することも含まれ、また、その結果労働者が自殺をするに至ることも通常あり得ることである）について予見することができ、また、過重な業務が行われることを回避すれば、労働者の心身の健康が損なわれることを回避することができたということが出来る」として、自殺

発生までの具体化の過程を個別具体的に認識することが可能であったことは必要でないとし、さらに括弧書きにて「過重な業務に従事するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積し、その結果うつ病を発症し、うつ病によって自殺するに至るとい経過は医学的知見に照らしても全く特別なことではないから、E（自殺した労働者）が従事した業務の過程において過重な労働等が行われ、そのことに起因してEにうつ病が発症し、それによってEが自殺をするに至ったことについて相当因果関係を認めることができる」（括弧内筆者加筆）と述べている。

一方、その後の下級審において、過失の予見可能性の対象として自殺することの予見可能性を要するとするもの<sup>(34)</sup> やうつ病等の精神障害を発症することについての予見可能性を要するとするもの<sup>(35)</sup> がある。これについては「各裁判所で見解を異にしたというよりも、事案によって異なるとみるのが相当であろう」との指摘がなされている<sup>(36)</sup>。確かに、当該被害者の労働状況、当該使用者の被害者との関係などから注意義務の内容が異なることはあり得るが、前述の東京高判平成21年7月21日は一般論として述べており、事案による差異だけではないようにも思われる。過失の予見可能性の対象を自殺とすると、過失の有無の判断において、予見可能性のみならず、自殺という結果の回避可能性およびその結果回避義務違反も要件とされることから、理論的には使用者の過失は認められにくくなると考えられる。

## ② いじめ自殺

不法行為が原因で自殺に至るケースで、特に未成年の子の自殺が問題となるのがいじめを原因とする自殺である。もちろん、いじめは子ども間おこるものとは限らず、職場内でのいじめなど成年人間でも多くあることであるが、訴訟となるケースは学校内でのいじめを原因として自殺した生徒の遺族が、加害生徒および担当教師、学校法人、公立学校の場合には市町村・都道府県や国を訴えたケースである。このケースでの最高裁の判決はないが、県立高校の3年生Dが教師の懲戒を原因として自殺したことにつき父母が教師・県に対し

損害賠償請求をした事案につき「右懲戒行為は、担任教師としての懲戒権を行使するにつき許容される限界を著しく逸脱した違法なものではあるが、それがされるに至った経緯、その態様、これに対するDの態度、反応等からみて、被上告人徳野が教師としての相当の注意義務を尽くしたとしても、Dが右懲戒行為によつて自殺を決意することを予見することは困難な状況にあつた」との事実関係によれば、「懲戒行為と自殺との間に相当因果関係がないとした原審の判断は、正当として是認することができる」としたものがある（最判昭和52年10月25日判タ355号260頁）。

下級審裁判例の中には、悪質重大ないじめがあることの認識が可能であれば足り、被害生徒が自殺することまでの予見可能性があることを要しないとすもの（福島地いわき支判平成2年12月26日判タ746号116頁）や、教師からの体罰を原因として小学生が自殺した事例について、「通常損害」の範囲を広げて適用し、相当因果関係を認めたと考えられるもの（神戸地姫路支判平成12年1月31日判タ1024号140頁<sup>(37)</sup>）もあるが、学校や加害生徒の監督義務者の責任を認めるためには、教師、加害生徒の予見可能性を要するとすものが実務上の多数説であるといえる<sup>(38)</sup>。

高裁判決でも、東京高判平成6年5月20日判タ847号69頁は、公立中学校における生徒間のいじめを原因として自殺した少年Cの父母から区と都及び加害生徒の父母に対して損害賠償を求めた事案について、遺書の内容から「本件いじめがCの自殺の原因であることは明らかというべき」として「因果関係がある」としつつも、被告側に損害賠償責任があるとするには、教員らおよび加害生徒についてCが本件いじめにより自殺するに至るということについて、その当時、予見し又は予見することが可能であったことが必要であるが、これを認めるに足る証拠はないとして、自殺による損害についての損害賠償を否定した。東京高判平成19年3月28日判タ1237号195頁はいじめを原因として私立中学3学年の2学期中に自殺した事案について、3学年1学期が終わるまでの間、いじめを受け、肉体的・精神的苦痛を被ったことに

ついては、教員らの安全配慮義務違反と相当因果関係のある損害であるとしたが、3学年2学期に受けたいじめについては教員らの安全配慮義務違反を認めず、2学期に受けたいじめによる損害については1学期には予見し得たと認めるに足りず、うつ病に患及び自殺による損害については、「1学期中に受けたいじめを原因としてうつ病に罹患し、自死に至るのが通常起こるべきことであるとはいい難く、いじめを原因した生徒の自殺が平成11年以前にも度々報道されており、いじめが児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、自殺等を招来する恐れがあることなどを指摘して注意を促す旧文部省初等中等教育局長通知等が教育機関に対して繰り返し発せられていたことを勘案しても」、教員らが予見し得たとまでは認めるに足りないとした。

これらに対し、東京高判平成14年1月31日判タ1084号103頁は公立中学校の生徒がいじめにより自殺した事案で、「本件いじめ行為と本件自殺との間には因果関係（事実的因果関係）が認められる」としたうえで、加害生徒らについては「自殺することまでの予見可能性があったとは未だ認められない」したが、担当教諭については、被害生徒が転校生でいじめの対象になる可能性があることや、現にその後いじめと認識べきものがあつたことを把握していたことに加えて、「平成6年当時には既にいじめに関する報道、通達等によって、いたずら、悪ふざけと称して行われている学校内における生徒同士のやりとりを原因として小中学生が自殺するに至った事件が続発していることが相当程度周知されていた」ことから、被害生徒に関するトラブル、いじめが継続した場合には、場合によっては本件自殺のような重大な結果を招くおそれがあることについて予見すべきであり、個々のいじめ行為を把握していた本件においては、これを予見することが可能であったとして、相当因果関係を認めている（なお、ここでも過失相殺の規定を類推適用し、7割を減額している）。

#### 4. 若干の検討

以上のように、これまで判例は、不法行為の被害者の自殺については、当初自殺は被害者の意思的行為であるとして加害行為との i) の成立要件としての因果関係を否定していたものの、その後加害行為→精神的ショック（うつ病あるいはうつ状態を含む）→自殺という事実経過が認められる事例については、自殺による損害について、i) の成立要件としての因果関係は比較的あっさり認定し、ii) の損害賠償の範囲の問題と捉え、自殺による損害が「通常損害」ではないことを前提に、加害者が自殺を予見できたか否かで判断してきた。しかし、最近の最高裁の判決では、加害行為→うつ病（あるいはうつ状態）→自殺という事実経過が認められる事案において、加害行為→うつ病り患の部分には事実関係を拾い上げて認定し、うつ病り患→自殺の部分については、うつ病患者の自殺率と全人口の自殺率との比較などの科学的知見、経験則によって認定し、加害者側の予見可能性をあまり考慮していない。

この予見可能性に関する変化の理由として、次の2つの事情が指摘される。「一つは過失相殺の類推適用により、あるいは、被害者の心因的要素の寄与度を考慮して賠償額を減額するようになったため、相当因果関係を認め易くなったこと、もう一つは、交通事故被害者の自殺の多くが、自由意思による類型 $\alpha$ 【＝被害者が行為の結果を認識し、自殺を選択しない力を有しながら自殺した場合】よりもむしろ類型 $\beta$ 【事故により余儀なくされた肉体的・精神的・社会的状況が自殺を必然ならしめた場合】あるいは $\gamma$ 【＝事故による脳の破損等により、行為の意味・結果を認識できず、行動を制御できず自殺した場合】であることが、医学的また裁判例の集積によって加害者側（特に保険会社）の一般的な知見になったこと<sup>(39)</sup>（【 】内筆者加筆）である。理論的には後者の理由が大きい。すなわち、不法行為の被害者の自殺が、本稿の冒頭で述べた「狭義の自殺」ではない場合が多いことが明らかとされてきたのである。これまでも、類型 $\gamma$ の場合の自殺は被害者の自由な意思

決定ではないとして因果関係を認める方向で考える立場が多かったが、そのみならず類型 $\beta$ の場合でもそう考えられるようになってきた。これに加えて、うつ病についての医学的・科学的知見の発展、そしてそれに対する一般的な理解が進んだことも大きい。つまり、交通事故については、被害者は事故後精神的なショックからうつ病になるとの医学的な知見、加えて、うつ病について自殺率が高いとの科学的知見が示され、いわば自殺がうつ病の症状であるとされてきつつあるため<sup>(40)</sup>、うつ病との診断がされた者が自殺した場合には、 $\beta$ であったとの認定が可能となる。それまでは、自殺は被害者の意思的なものであるからその原因が加害行為であって、他の原因となるものがないことが必要とされ、さらに被害者の意思的な行為である以上は特別事情による損害として加害者の予見可能性が必要であるとされたのである。しかし、うつ病になると自殺をするということがいわば症状としてある、ということが一般的知見であれば、加害行為→うつ病り患の因果関係を認定できれば、自殺による損害は通常損害として、加害者の予見可能性を問わず認定できることとなる。そして、過労自殺については、極端に過重な労働→うつ病という部分について一般的な知見となり<sup>(41)</sup>、使用者の予見可能性を問わず、 $\beta$ との認定が可能となった。もっとも、交通事故の場合には交通事故の事故態様や事故後の被害者の状況など、過労自殺の場合は労働の客観的な状況や上司の対応などの点は加害行為→うつ病り患の因果関係を認める上で重要な判断要素となるし、うつ病に罹患すれば必ず自殺するわけではない以上、うつ病あるいはうつ状態の軽重も因果関係の重要な判断要素である。また、過労自殺については、使用者の過失の有無の判断において、その注意義務の対象となる結果を自殺と捉えれば、そこで使用者における自殺の予見可能性は問題となる。

では、うつ病という媒介項がない場合にはどうか。同級生からのいじめの事案はこの場合が多いといえる。このような事例は前述のとおり、下級審裁判例のみであるところ、教師や加害生徒の予見可能性を重視しているものが多いが、その理由

の1つとして小中学生という年齢からしてうつ病あるいは何らかの精神的な疾患という診断がなされにくい状況があると考えられる。いじめ→うつ病り患→自殺ではなく、いじめ→自殺の因果関係が直接問題とならざるを得ない。しかし、昨今いじめを原因とする自殺について何度も報道されており、そのようなケースがあることは一般的にも知られている。そして、「いじめ」といっても、一括りにできないものであり、かなり重大悪質なものもあり、ましてや被害者となるのは精神的にはまだ脆弱であり、衝動性もある子どもである。そのような場合の自殺については、 $\beta$ と同様に考えられる場合もあるのではないだろうか。そのような場合には、教師や加害生徒の予見可能性を問わず、相当因果関係を認めることができると考える。

判例では区別されていないが、そもそも、被害者の自殺の問題は i) の成立要件としての因果関係（事実的因果関係）から問題となる。裁判における因果関係の判断の過程は、当該自殺という結果からその経過をたどり直す作業である。そのなかで当該交通事故がなければ当該自殺という結果は発生しなかったといえるかどうか、というのはそう単純なものではない<sup>(42)</sup>。この事実的因果関係の判断においては、当該加害行為様態や被害者のおかれた状況の経過など医学的・科学的知見からも見て判断することとなる。そして、これが肯定されると、ii) の賠償範囲の問題となるが、通常性の判断においては、行為時の通常人の予見可能性だけでなく、行為後の事情も前提に一般的な知見から見て判断している。これにより、416条を類推適用する判例の立場においても、行為当時に加害者側にも通常人にも予見可能性がない損害について、賠償範囲に入り得ることとなる。

債務不履行による損害賠償の事案であるが、最近の最高裁判決で、店舗の賃借人が賃借人の修繕義務の不履行により被った営業利益相当の損害について、賃借人が損害を回避又は減少させる措置を執ることができたと解される時期以降に被った損害のすべてが民法416条1項という通常生ずべき損害に当たるといえることはできないとしたもの

がある（最判平成21年1月19日民集63巻1号97頁）。ここでは、損害を回避又は減少させる措置を講ずべき時期以降の損害の賠償を請求することは「条理上」認められず通常損害に含むことはできないとしており、相当因果関係という文言を用いていない。また、債権者は「損害を回避又は減少させる措置を講ずべき」であったとする債務不履行後の事情を考慮している。一事例判決であり、また契約当事者間であるからそのような措置を講ずるのが当然とも考えられるが、信義則ではなく、あえて「条理」を根拠としたところに、不法行為に基づく損害賠償請求も想定した通常性判断の新しい視点があるようにも思われる<sup>(43)</sup>。被害者の自殺による損害についても、医学的科学的知見を考慮することにより、賠償が認められやすくなる一方で、通院等被害者側の損害軽減のための行動も求められ、そのような行動の有無も通常性の判断の考慮要素とされることが考えられる。

## 5. おわりに

判例が賠償範囲の因果関係につき類推適用する416条はかなりあてはめる範囲が広い条文である。これにより被害者の救済を図る方向にあてはめることも可能である一方、それは賠償範囲の画定が曖昧だということにもなる。

現在、法務省の法制審議会民法（債権関係）部会では、債権法改正に向けた議論を進めている。今回の改正で不法行為はその対象となっていない<sup>(44)</sup>が、416条は対象となっており、そこでの議論は当然のことながら債務不履行における場合のみを前提としているようである<sup>(45)</sup>。

不法行為の因果関係をめぐる議論は平井教授の判例に対する批判、新たな保護範囲説の主張により非常に活発なものとなったが、判例の立場は変わらないとされてきた。しかし、416条そのものが改正され、その改正における議論が不法行為を念頭においていないとなると、416条改正後に向けた議論が必要となる。今後、改めて様々な議論がなされることを期待したい。

## 注

- (1) 本井巽「交通事故被害者の自殺と賠償責任の範囲」『現代民事裁判の課題8（交通損害・労働災害）』（新日本法規，1989年）409頁
- (2) 民法709条は「故意又は過失に『よって』他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これに『よって』生じた損害を賠償する責任を負う」と規定しており、因果関係が必要とされる部分は2つあると解されるところ、学説上は1つめの故意又は過失→権利・法益侵害の因果関係を「責任設定の因果関係」、2つめの権利・法益侵害→損害の因果関係を「賠償範囲の因果関係」などと呼ぶ。文理上、416条1項の「債務の不履行に対する損害賠償の請求は、『これによって』通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする」という文言からは、判例が類推適用するのは権利・法益侵害→損害の因果関係であると解するのが自然であるように思われる。潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』（2001年）338頁脚注4も「仮に相当因果関係論を採用し、かつ、後述するように不法行為を理由とする損害賠償に民法416条を準用ないし類推適用する場合（大連判大正15年5月22日民集5巻386頁〔富喜丸事件〕）、このことが問題となるのは、もっぱら賠償範囲の因果関係における相当因果関係判断においてであり、責任設定の因果関係における相当因果関係判断においてではない」とする。なお、因果関係を1つと捉えるか、2つと捉えるかは、権利・法益侵害要件の解釈、さらに損害概念に関して差額説をとるか、損害事実説をとるかによっても差が生じてくる。
- (3) 東大ルンバルショック事件で示された基準は、事実認定・立証方法に関する判示として捉えるのが一般的ではある（前掲(2)潮見371頁など）が、実体概念に関する判示であると捉える見解（米村滋人「ルンバル施行後の脳出血と因果関係」医事法判例百選（2006年）154頁）もある。
- (4) 八木一洋「判解」最高裁判所判例解説民事編平成12年度版358頁、同「判解」最高裁判所判例解説平成11年度版138頁。また牧山市治「判解」最高裁判所判例解説民事編昭和50年度474頁も区別を前提としている旨指摘する。
- (5) 前掲(4)八木「判解」平成11年度版138頁以下
- (6) 債務不履行の場合においても、明確な基準はなく、学説上も「契約類型ごとに、当事者（商人か否か、売主か買主か）、目的物、契約の態様（メーカーと卸売商か等々）等に応じて、類型的に考察すべき」とされている。星野英一『民法概論Ⅲ（債権総論）』（良書普及会，1978年）72頁
- (7) 前掲(4)八木「判解」平成12年度361頁。もっとも「飽くまでも、争いがある場合の判断の一手法として論ずるものであり、特定の損害が通常損害に当たるというためには常に前記のような事情の立証が必要とされる趣旨ではない」とされる。
- (8) 鷲岡康夫「不法行為による損害賠償と民法416条」鈴木忠一・三ヶ月章監修『新実務民事訴訟講座4不法行為訴訟Ⅰ』（日本評論社，1982年）313頁
- (9) 森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣，1987年）312頁は、「確かに『通常損害』かどうかを判断するにあたっては、その損害が一般人にとって予見可能なものであるかどうかとも判断要素になるであろうが、予見可能性がすべてではない。通常人にとって意外と考えられるほど例外的なものかどうかとか偶発的なものかどうかなどといった要素が（予見可能性と直接かかわりなく）『通常』かどうかを判断するにあたって考慮されるであろう」とする。
- (10) 山本和敏「損害賠償請求訴訟における要件事実」鈴木忠一・三ヶ月章監修『新実務民事訴訟講座4不法行為訴訟Ⅰ』（日本評論社，1982年）331頁。なお、条文からすれば、正確には、立証すべき予見可能性の対象は「損害」ではなく「事情」であると解される（我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店，1964年）120頁も同旨）が、「損害と特別の事情とを区別するのは概念上も不可能といってよい」平井宣雄『損害賠償法の理論』（東京大学出版会，1971年）91頁とも指摘されている。
- (11) 法典調査会民法議事速記録（商事法務研究会）305、435、440頁。広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅲ』（有斐閣，1998年）16頁以下〔中田裕康執筆〕。梅謙次郎『民法要義巻之三債権編』（有斐閣，1912年）60頁も不法行為についてはすべての損害を賠償すべきとする。
- (12) 鳩山秀夫『増訂改訂日本債権法（総論）』（岩波書店，1925年）74頁
- (13) 前掲(10)平井146頁
- (14) 前掲(10)平井51頁
- (15) 末弘厳太郎「不法行為と四一六条」『民法雑誌記帳下巻』（日本評論社，1953年）218頁
- (16) 前掲(9)森島313頁。なお、平井教授も同様に416条は賠償範囲画定機能がないとの批判をされるが、「416条が損害賠償の範囲を当事者の予見可能性によって定めるという機能を果たしている」との理解が前提となっており、この理解そのものに対し416条1項を広く理解する立場から批判がなされている（澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣，2001年）210頁）
- (17) 前掲(10)平井456頁以下、平井宣雄『不法行為』（弘文堂，1922年）123頁など
- (18) 石田稜『損害賠償法の再構成』（東京大学出版会，1977年）48頁以下

- (19) 野村好弘「因果関係の本質」『交通事故損害賠償の法律と実務—交通事故紛争処理センター創立10周年記念論文集—』（ぎょうせい、1984年）62頁以下
- (20) 浜上則雄「損害賠償における『保障理論』と『部分的因果関係の理論』」民商66巻4号2頁、5号35頁（1972年）
- (21) 本稿はこの点につき判例を検討することを目的とし、学説の検討は改めて行うこととするが、学説の代表的なものを紹介すると、「身体的又は精神的病状を考慮し、被害者の受けた精神的又は肉体的な苦痛・衝撃並びに後遺障害が極めて重大で、通常人のほとんどの者が生きる希望を失い、かつ、自殺を選ぶほかないと首肯せざるを得ない状況にあれば）相当因果関係を認めるとする説（前掲(1)本井421頁）、「事故による受傷、後遺症が被害者に対し死以外を選択する余地を与えないほど決定的原因を与えたような場合」に因果関係を認めるとする説（福永政彦「事故と損害の因果関係」ジュリ増刊『交通事故—実態と法理』（有斐閣、1977年）148頁）、「被害者にとって自殺以外の選択の道がなかったと考えられる場合にはじめて法的因果関係を認めることができる」とする説（川井健ほか編『新版註解交通損害賠償法2』（青林書林、1996年）34頁〔飯塚和之執筆〕）などがある。
- (22) 金沢地判昭和43年7月31日判時547号70頁、東京地判昭和46年8月31日交民集4巻4号1259頁、京都地判昭和47年8月30日判タ288号353頁など
- (23) 名古屋地判昭和47年5月10日判タ283号305頁、東京地八王子支判昭和54年4月24日交民集12巻2号521頁など
- (24) 東京地判昭和48年10月17日判時731号55頁
- (25) 下級審裁判例の流れについては、前掲(21)飯塚29頁以下、影浦直人「交通事故の被害者の自殺と因果関係の判断」判タ1057号56頁以下、同「交通事故の被害者の自殺と因果関係の判断」『民事交通訴訟損害賠償額算定基準2001年版』320頁以下を参照。
- (26) 仙台高判平成2年6月11日判時1372号91頁、岡山地津山支判平成3年7月10日交民集24巻4号809頁、東京地判平成4年8月27日判時1423号93頁、大阪地判平成4年8月27日交民集25巻4号984号、金沢地判平成5年7月6日判タ831号168頁、大阪地判平成5年8月24日交民集26巻4号1024頁、大阪地判平成5年12月20日交民集26巻6号1556頁、神戸地判平成7年10月18日交民集28巻5号1489頁
- (27) 大阪地判平成元年11月24日判時1361号94頁、広島地判平成2年5月10日判時1362号103頁、大阪地判平成3年1月17日交民集24巻1号38頁、東京高判平成5年5月31日判時1469号82頁、東京地判平成8年3月26日交民集29巻2号470頁など
- (28) 最判平成5年9月9日以前の下級審裁判例について、齋藤大巳判事によれば、本文中に示した特徴以外に、「傷害、後遺症の重篤、軽微の別を問わず、事故による受傷→うつ病等→自殺という経過が認められるか否かを検討している」こと、「死亡に関する賠償責任を認めた裁判例の多くは、医師の診断結果ないしは裁判における鑑定の結果によって、うつ病等の罹患の事実を認定している」こと、「受傷→うつ病等の相当因果関係の有無に関する判断要素としては、当初は、傷害、後遺症の重篤、軽微の別、事故から死亡までの期間の長短といった比較的明確な客観的要素に重きが置かれていたが、後には、軽微な事案で自殺まで比較的長い期間がある事例であっても、事故の具体的態様、事故が被害者に与えた心理的影響、事故後の被害者の生活状況、被害者の性格的傾向等のより細かな要素を検討の対象に組み入れ、より綿密な分析をする裁判例が現れてきた」ことが指摘されている。齋藤大巳「判批」判タ1033号136頁
- (29) 前掲(28)齋藤137頁は「この判決は、当該不法行為によってそのような損害が発生したことが通常人にとって意外であると考えられるような例外的なものでない限りは、通常損害としてとらえるとする立場を示しているのではないかと思われる」とする。瀬川信久「過労自殺についての使用者の不法行為責任〈民法判例レビュー〉」判タ1046号（2001年）77頁も「予見可能性を問うことなく、交通事故と被害者の自殺の間の相当因果関係を認めた」とする。また、高橋尚志「被害者の自殺」不法行為法研究会編『交通事故賠償の新たな動向』（ぎょうせい、1996年）も最高裁が予見という言葉を使っていないことから、「民法四一六条二項ではなくして、民法四一六条一項を念頭に置いたものと考ええるし、うつ病は自殺率が高いということで、事故が一部でも自殺の原因となった高度の蓋然性があり相当因果関係があるとみたと考える」とする。これに対し、加藤美恵子「判批」判タ882号（1995年）95頁、根本伸一「自殺と相当因果関係の成否」交通事故判例百選〔第4版〕（1999年）56頁は第一審判決及び控訴審判決と同様、予見可能性を肯定して相当因果関係と認めたものとする。
- (30) 本判決はうつ病について「うつ病は、抑うつ、制止等の症状から成る情動性精神障害であり、うつ状態は、主観面では気分の抑うつ、意欲低下等を、客観面ではうち沈んだ表情、自律神経症状等の特徴とする状態像である。うつ病に罹患した者は、健康な者と比較して自殺を図ることが多く、うつ病が悪化し、又は軽快する際や、目標達成により急激に負担が軽減された状態の下で、自殺に及びやすいとされる。長期の慢性

的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等によって、抑うつ状態が生じ、反応性うつ病に罹患することがあるのは、神経医学界において広く知られている。もっとも、うつ病の発症には患者の有する内因と患者を取り巻く状況が相互に作用するということも、広く知られつつある。仕事熱心、凝り性、強い義務感等の傾向を有し、いわゆる執着気質とされる者は、うつ病親和性があるとされる。また、過度の心身の疲労状況の後に発症するうつ病の類型について、男性患者にあっては、病前性格として、まじめで、責任感が強すぎ、負けず嫌いであるが、感情を表さないで対人関係において敏感であることが多く、仕事の面においては内的にも外的にも能力を超えた目標を設定する傾向があるとされる」との原審の認定を要約している。

- (31) 前掲(29)瀬川76頁
- (32) 樫見由美子「長時間残業による過労自殺と使用者責任」ジュリ1202号(2001年)71頁
- (33) 本判決の調査官解説でも、上告理由に上司に予見可能性がなかったとの主張がされている点について、「特定の加害行為により生じた損害が通常損害に当たると評価されるのであれば、その事案における関係者の具体的な認識のいかんは、直ちに結論を左右するものではないと考えられる」と述べている。前掲(4)八木「判解」平成12年度版362頁。
- (34) 札幌高判平成19年10月25日労判951号82頁、東京地判平成20年9月30日労判977号59頁。もっとも後者は過重労働の事実はなく、知的障害を伴う自閉症であった被用者に対する雇用時間の短縮など雇用状態の変化について安全配慮義務違反が争われたものである。
- (35) 東京高判平成20年10月22日労働経済判例速報2023号7頁、高松高判平成21年4月23日判時2067号52頁など
- (36) 大島眞一・戸取謙治「いわゆる過労死及び過労自殺における使用者の損害賠償責任(下)」判タ1349号(2011年)43頁
- (37) この裁判例では、本件殴打行為と自殺による死亡との相当因果関係を認めるためには、事実的因果関係に加えて、「本件殴打行為からそのような結果(児童の自殺)を生ずることが経験則上『通常』といえることが必要である(民法416条1項参照)。そして、右の『通常性』は加害者たる甲野教諭において現に認識していた事情に加えて、同教諭において認識可能(予見可能)であった事情を基礎として判断されるべきものであり(民法416条2項参照)、また『経験則上通常』といえるためには加害行為(本件殴打行為)当時、加害者たる甲野教諭において通常有すべきであった知識経験の基準として、実際に生じた、損害の発生に至る因果の経過が、加害行為の危険性の現実化していく過程として

首肯し得るものと認められれば足り、因果の経過がかなりの蓋然性をもって連なっていることまでの必要ないと言ふべきである」とする。

- (38) 教師らの予見可能性を否定して学校側の損害賠償責任を否定したものとして、いじめについては、新潟地判昭和56年10月27日判タ456号74頁、東京地判平成3年3月27日判タ757号98頁(本文で紹介した東京高判平成6年5月20日の第一審)、岡山地判平成6年11月29日判時1529号125頁、福岡地判平成13年12月18日判タ1136号126頁、教師による体罰については、岐阜地判平成5年9月6日判タ851号170頁。学校側の損害賠償責任を否定しながら、加害生徒の予見可能性を肯定し、その責任を肯定したものとして鹿児島地判平成14年1月28日判タ1139号227頁。なお鹿児島地判は判決文中に括弧書きにて「なお、中学生の年代の者に対し、長期間にわたり、反復継続して集团的に執拗かつ苛烈な暴行を加え、肉体的かつ精神的に重大な苦痛を与えるものである場合には、被害者が死を選択すること(自殺)は必ずしも特異なものといえず、自殺は通常損害に当たるとみる余地もあるが、未だ専門的見地からの検討が必要と思考する」と述べている。教師らの予見可能性を肯定して学校側の損害賠償責任を肯定したものとして、名古屋地判平成23年5月20日LLI/DB06650284号がある。
- (39) 前掲(29)瀬川77頁
- (40) 前掲(25)影浦判タ57頁は最判平成5年9月9日について「うつ病から自殺への因果関係の判断として『うつ病に罹患した者の自殺率は全人口の自殺率と比較してはるかに高い』といった統計資料をもとにした判断がなされている点が非常に問題であり、このような統計資料をもとにした因果関係の認定というのは当事者の理解を得にくい」と指摘する。確かに同判決では統計資料のみでの認定であるから指摘はそのとおりだと思われる。その後の電通事件判決では前掲(30)のようにうつ病の症状として自殺に及びやすいことが述べられており、医学的知見による判断となっている。もっとも、この医学的知見が一般的知見となったといえるかには異論もあると思われる。
- (41) 労災認定に関し、旧労働省は平成11年「心理的負荷による精神傷害等に係る業務上外の判断指針について」(平成11年9月14日基発第544号)を策定して都道府県労働基準局長あて通達している。この通達によると、「業務上外の判断要件は、次のとおりとする。(1)対象疾病に該当する精神障害を発病していること。(2)対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること。(3)業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精

神障害を発病したとは認められないこと。」(2. 判断要件) この内 (2) については、「生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの極度の長時間労働」があれば心理的負担は「強」と認定されるとする(3 業務による心理的負荷の評価)。また、「7 自殺の取扱い」として「うつ病や重度ストレス反応等の精神障害では、病態として自殺念慮が出現する蓋然性が高いとされていることから、業務による心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺したものと推定し、業務起因性を認めることとする」

- (42) 事実的因果関係という概念については近時、疑問を提唱する見解が多い。松浦以津子「因果関係」山田卓生『新現代損害賠償法講座1』(日本評論社, 1997年) 131頁以下、窪田充見『不法行為法』(有斐閣, 2007年) 318頁以下など。
- (43) 高橋讓「判批〔時の判例〕」ジュリ1399号147頁(2010年)は、「不法行為に基づく損害賠償をも含めて念頭に置かなければ、損害賠償を求める不法行為の被害者においても、社会通念、損害回避又は損害減少の措置を執るべきことが合理的な行為として期待されるというべきであるから、上記の損害回避義務又は損害軽減義務については、条理に基づいて、これを根拠付けることが可能であろう」とする。また道垣弘人ほか「座談会：債権法改正をめぐる一企業実務の観点から」ジュリ1392号26頁(2010年)では、潮見佳男教授がこの判例について「従来最高裁が考えてきた相当因果関係であれ、あるいは不履行時の予見可能性の基準であれ、損害が広がっていくところを、債権者側の行為態様を考慮

に入れて賠償範囲を画するという新しいルールを考える方向に最高裁は動きつつあるのかなと思います」と述べられている。

- (44) 法務省法制審議会民法(債権関係)改正部会資料4「民法(債権関係)部会における今後の審議の進め方について」1(b)参照<http://www.moj.go.jp/content/000023308.pdf>
- (45) 「民法(債権関係)改正に関する検討事項(1)詳細版」34頁、「民法(債権関係)改正に関する中間的な論点整理」9頁、法務省民事局参事官室「民法(債権関係)改正に関する中間的な論点整理の補足説明」(平成23年5月)28頁参照。いずれも法務省HP法制審議会一民法(債権関係)部会[http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai\\_saiken.html](http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html)。民法(債権法)改正検討委員会は「債権法改正の基本方針」において、416条の改正後の条文が債務不履行にのみ適用されることを前提に、不法行為における損害賠償の範囲に関する条文案を提案している。「【3.3.02】契約上の債務の不履行以外の理由による損害賠償の場合には、当該損害賠償責任を基礎づける規範が保護の対象としている損害の相当の結果として生じた損害が賠償される」というものである。民法(債権法)改正検討委員会編『債権法改正法の基本方針』別冊NBL126号(商事法務, 2010年)420頁。これに対して民法改正研究会の仮案〔平成21年1月1日案〕は「656条①加害者の行為と損害との間に因果関係がある場合には裁判所は、次の要素を考慮して、相当の範囲の賠償を命ずる。一、通常生ずべき損害の範囲 二、損害が特別の事情によって生じたものであるときは、不法行為時における損害の予見可能性 三、保護される利益の性質」とされている。民法改正研究会(代表加藤雅信)『民法改正と世界の民法典』(信山社, 2009年)巻末資料3